

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発事業の施行認可……………一  
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一  
……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………一  
……………(同)……………一
- 保安林の指定……………一  
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………一  
……………(同)……………一
- 下水を排除及び処理すべき区域等 (四件)……………一  
……………(同)……………一
- 市街地再開発事業の規準……………一  
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 東京都公害防止管理者講習の実施……………一  
……………(環境局環境改善部計画課)……………一

### 告示

●東京都告示第八百七十八号  
 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第七条の九第一項の規定に基づき晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月二十二日  
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の氏名又は名称  
東京都知事 外 添 要 一
- 二 事業施行期間  
平成二十八年四月二十二日から平成三十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
東京都中央区晴海五丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称  
晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業
- 五 事務所の所在地  
中央区勝どき一丁目七番三号勝どきサンスクエア東京都第一市街地整備事務所内
- 六 施行認可の年月日  
平成二十八年四月二十二日
- 七 施行者の住所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
- 八 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 九 公告の方法  
事務所の掲示板等、施行者が適当と認める場所に掲示する。

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
 平成二十八年五月二十一日

### ●東京都告示第八百七十九号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号) 第五十五条第一項の規定に基づき、新可燃ごみ処理施設整備事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十二日  
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
浅川清流環境組合  
管理者 大坪 冬彦
- 二 日野市石田一丁目二百十番地の二  
対象事業の名称及び種類  
新可燃ごみ処理施設整備事業  
廃棄物処理施設の設置
- 三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、日野市石田一丁目に位置する敷地において、一般廃棄物の焼却施設を整備するものである。
- 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要  
対象事業について、都民の意見が二十一件、事業段階関係市長からの意見が四件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、水循環、生物・生態

系、電波障害、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年四月二十二日から同年五月十一日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 日野市環境共生部環境保全課

日野市神明一丁目十二番地の一

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ 府中市生活環境部環境政策課

府中市寿町一丁目五番地

エ 多摩市環境部環境政策課

多摩市関戸六丁目十二番地一

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

カ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案について、都民から提出された意見書は21件、事業段階関係市長からの意見は4件である。また、主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解の概要は、以下に示すとおりである。

1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解の概要

1.1 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染等

都民からの主な意見の概要

事業者の見解の概要

1. 予測に関する意見  
今回運搬ルートで予定されている道路に、こみ運搬車が多く走ることでの影響を今一度考えていただけたら幸いです。

本施設及び日野市ラニアスチック類再資源化施設のごみ収集車両の走行については、国道20号バイパス及び都立日野高校脇を各計8地点の沿道で大気汚染、騒音・振動等の調査・予測・評価を実施しております。その結果、いずれも環境基準値等を下回る又は現状と概ね同程度と予測しております。なお、ごみ収集車両の走行に伴う環境負荷を軽減するため、排出ガス規制適合車を使用することにも、不要な空ぶかしの防止等に努めてまいります。また、走行速度の制限及び待機時のアイドルリニアストップの遵守を指導、徹底させ、環境影響の低減に努めてまいります。

ごみ処理施設建設地に隣接して都立日野高校があり、生徒の健康及び学習環境に多大の影響が出るものが想定される。しかし、本評価書案では都立日野高校に対する調査及び予測・評価がほとんど記されてなく無視されている。大気汚染、騒音・振動、低周波音、悪臭、土壌汚染など、都立日野高校に関わる影響を予測・評価すべきであり、また十分な環境保全対策を実施すべきである。

大気汚染、騒音・振動については、日野市グリーンセンター内及び日野市グリーンセンター敷地境界で調査を行うとともに、近隣の都立日野高校を名付地域において、等与濃度分布図（コンタナー図）及び騒音・振動レベル評価図（コンタナー図）を用いた面的な予測・評価を行っております。その結果、大気汚染については、都立日野高校において、環境基準、指針値等を下回ると予測しております。騒音については、施設稼働時において、日野市グリーンセンター敷地境界上で風間最大58dBと規制基準（風間60dB）を下回り、都立日野高校の敷地境界では、風間最大52dB程度と予測しております。振動については、施設稼働時において、日野市グリーンセンター敷地境界上で風間最大48dBと規制基準（風間65dB）を下回り、都立日野高校の敷地境界では、風間最大30dB程度と予測しております。

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>日野市にごみ焼却場をつくる計画であるのに、測定地点が日野市内に少ない。地域住民の健康を守るためにきめ細かな調査地点を設置すべきと思う。</p>	<p>低周波音については、本施設のごみ処理能力は、日野市クリーンセンター可燃ごみ焼却施設と概ね同程度であり、本事業を実施した場合であっても現状の環境を大きく変化させることはないと考えられることから、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としておりません。悪臭については、本施設の焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭は地上付近の悪臭値で予測しており、その結果、臭気指数10未満となることと予測しております。また、本施設のプラントホム付近等から漏洩する悪臭は対象事業実施区域の敷地境界で予測しており、その結果、臭気指数10未満と現況と同程度になると予測しております。土壌ダイオキシン類については、全予測地点において現況濃度と概ね同程度となると予測しております。さらに、車道の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響については、都立日野高校隣の浅川沿いの市道において予測・評価しており、その結果、環境基準又は規制基準を下回ることを予測しております。一般環境大気質の測定地点は、当該地域の年間平均値を考慮し、日野市内4地点、国立市内1地点、府中市内1地点を設定しております。沿道大気質・騒音・振動の測定地点は日野市内7地点、国立市内1地点を設定しており、日野市内において環境の現況を把握するのに必要な測定地点数を確保しております。</p>

1.2 大気汚染

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1. 調査に関する意見 大気汚染の調査すべき地点は、季節により風向きは変わります。季節に合わせたポイント。</p>	<p>施設の稼働に伴う排出ガスに係る現地調査地点は、事前に施設の排出隅元を基に概略予測を行い、その結果を踏まえ設定しております。当該地域における南北方向に卓越した年間風向による煙突排出ガスの拡散を考慮し、対象事業実施区域周辺では東西方向に1地点ずつ、南北方向に3地点を設けました。また、建設予定地においても現地調査を実施しております。これらの地点では季節変動を考慮し、4季節1週間の測定期間を確保しております。以上のことから、季節変動を含む大気質の現況を把握するのに必要な地点数及び調査時期・期間を確保できていると判断しております。</p>

都民からの主な意見の概要

事業者の見解の概要

<p>2. 予測に関する意見 PM2.5など微粒子の有害物質、水銀以外の重金属類も法的規制の対象外だからと言って調査対象としないのは地元住民としても見過ごせない。対象物質に取り上げるべきだ。 PM2.5、光化学オキシダントについては発生源からの寄与を定量化する手法が確立していないので、予測対象物質から除外するとしているが、納得いかない。</p>	<p>大気汚染の予測・評価項目については、当該地域における大気環境の現況、環境基準の達成状況、焼却施設から発生するおそれのある大気汚染物質の種類、予測の確実性等を勘案し、設定したものです。煙突排出ガス中の重金属については、ろ過式集じん器（バグフィルター）等で捕集でき、有機化合物は焼却炉で燃焼・分解されます。水銀については、重金属の中で最も沸点が低く、ガス化した状態でバグフィルターを通過しやすいことから、大気汚染の予測・評価項目としております。</p>
<p>大気汚染の予測結果で表示する数値は年平均値では意味がない。最大値も記入してください。</p>	<p>大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については、日平均値の年間2%除外値として算出して、環境基準と比較し評価することと規定されております。また、二酸化窒素については日平均値の年間98%値として算出して、環境基準と比較し評価することと規定されております。単純に年平均値と比較しないのは、統計的に一定の信頼のおける範囲の測定値の上乗値と比較することが望ましいという考え方があるためです。</p>
<p>（この欄は空欄です）</p>	<p>本環境影響評価で予測した寄与濃度は年平均値ですが、寄与濃度をバックグラウンド濃度と差し合せ、その合計値を統計的に処理して日平均値の年間2%除外値として、二酸化窒素については日平均値の年間98%値として、環境基準と比較しております。また、本環境影響評価では、1年間の長期的な濃度の地、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時を含む高濃度となるおそれのある気象条件において、1時間値（最大値）を予測しております。評価の結果は、評価書案本編178ページに示すとおりであり、いずれの気象条件及び物質においても、評価の指標を下回っております。他に当たっては、排出ガス処理装置として、減温塔、ろ過式集じん器（バグフィルター）、触媒脱硝装置等を設置・稼働さ</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>風速の最大値は、季節が10月、3月です。大気汚染の最大着地濃度出現地点は、10月は北西の風（NW）の時、風下は西の三沢配水所辺り。3月は北風（N）が最多で、落川交差センター辺りが最大着地濃度出現地点のはず。</p>	<p>せ、その適切な排出ガス処理を行い、自主規制値を遵守してまいります。</p> <p>年平均値の最大着地濃度出現地点は、年平均値、日平均値の年間98%値及び日平均値の2%除外値で定められた環境基準と比較し、評価するため、特定の風向ではなく、日野市グリーンセンター内における1年間の気象観測結果から得た風向出現頻度・風速出現頻度を踏まえた予測結果です。</p> <p>当該地域の南北に卓越した風向出現頻度より、予測結果は南北に濃度が高まる等と濃度分布図（コンター図）となっております。</p> <p>なお、一般的に風速が強いと拡散効果が強まり、濃度は薄まる傾向にあります。</p>
<p>日野市のいわゆる迷惑施設が集中する地域住民のために、東京都と日野市が都市計画法に基づき総合公園「北川原公園」整備を計画し、30年間も放置してきて、突然2015年10月4日、周辺4自治会に「北川原公園」整備に伴う園路整備について説明会を開催するというものでした。園路とは名ばかりでごみ処理広域化で、小金井市・国分寺市のごみ収集車の撤入路整備の話でした。地域住民の憩いの場として整備されるのかと集まった地域住民は、とんてちなひ話だ。</p>	<p>本事業に伴う交通量増加を勘案し、多摩川沿いの市道については、日野市によって、根川沿いに歩道が整備中です（写真4-1-1参照）。</p> <p>国道20号線へ接続される撤入路及び北川原公園の整備は日野市が行うもので、都市計画法、都市公園法など関係法令を遵守し適切に整備されるものと認識しております。</p> <p>なお、組合では北川原公園前についても工事用車両の走行時においては、交通整理員を配置するなど対策を検討してまいります。</p> <p>車両からの排気ガスの影響については、国道20号バイパス及び近隣の都立日野高校協会で調査・予測・評価を実施しており、その結果、いずれも環境基準値を下回る又は現況と概ね同程度となる予測しております。</p> <p>ごみ収集車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用するとともに、不要な空ぶかしの防止、走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させ、環境影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>イ）交通量増量による危険度の高まり。 ロ）廃棄物による公害問題。ピンポイントの測定もしていない。 ハ）ゼロから見直して住民参加で計画を。</p>	<p>ごみ収集車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用するとともに、不要な空ぶかしの防止、走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させ、環境影響の低減に努めてまいります。</p>

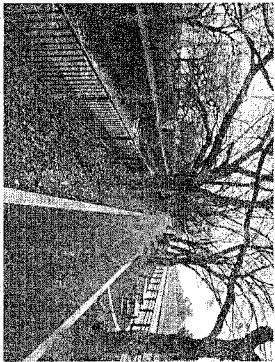


写真4-1-1 根川沿いの歩道（整備済区間）  
日野市グリーンセンター類再資源化施設では、トローリ類を含むグリーンセンター類を選

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>られ東京都が了解したこと独自の調査で知りました。日野市の大坪市長は、日野市民に対し3市の新可燃ごみ処理施設整備で焼却場の煙突から出る排気ガスが、これまでの1.3倍になると明言しています。さらに日野市グリーンセンター類再資源化施設が加わればそれ以上です。</p>	<p>別・燃焼後、圧縮・梱包及び搬出を行い、再資源化する計画です。</p> <p>日野市グリーンセンター類再資源化施設によるごみ焼却量の低減を図る計画です。</p>
<p>運搬車両のルートも日野市が、私たちに説明してきたこと（グリーンセンター類再資源化施設のごみ収集車両についても多摩川側から出入り）と違います。運搬車からの排気ガスもかなりの増える事は収束です。</p>	<p>日野市グリーンセンター可燃ごみ焼却施設稼働停止後、解体撤去されるまで、日野市グリーンセンター類再資源化施設のごみ収集車両の走行に伴う大気汚染については、多摩川沿いの市道及び浅川沿いの市道の面生行ルートを含め、計8地点の治道で、調査・予測・評価を実施しております。</p> <p>その結果、いずれも環境基準値を下回る又は現況と概ね同程度となる予測しております。</p> <p>ごみ収集車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用するとともに、不要な空ぶかしの防止、走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させ、環境影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>環境影響評価書案に係る説明会で配布された説明会資料には、大気汚染等の予測結果は表で示されているのみで、平面図に予測結果が添えられていないため地域の汚染状況が解りづらい。平面図にコンターで予測結果を示すべきである。</p>	<p>環境影響評価書案に係る説明会資料では、等与濃度分布図（コンター図）を掲載せず、申し訳ありません。</p> <p>等与濃度分布図を用いた予測結果については、評価書案本編159～164ページに示しております。</p>
<p>この付近は、多摩川・浅川の影響を受け、川筋方向へ風が吹く傾向があり、地形的影響を受けている。このため、この付近の模型による風洞実験を行うべきである。</p>	<p>当該地域の風況については、日野市グリーンセンター内で実施した1年間の気象観測で把握し、その結果を用いて、大気汚染の予測・評価を実施しております。</p> <p>当該地域周辺は、平坦地であるとともに、特に高層の建築物が集中している地域ではなく、地形的にも風洞実験を用いる必要性は薄いと考えております。</p> <p>予測手法も他の多くの環境影響評価で用いられているグリーン式を基本とした手法を用いており、特に信頼性が劣ることはありません。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>日野市単独炉での基本設計のとき、煙突の高さは住民の安全確保のためにと100mであった。それが、広域化計画では最初59m、そして85mに変更され現在に至っているが、100mのほうがより拡散が進み一部の地元の負担を少しは軽減できるのではないか。したがって100mの煙突での拡散予測も必要である。</p>	<p>調査計画書段階で煙突高さ59mとしたしませんが、概略予測の結果、煙突排出力又は大気汚染への影響は、現時点で大きく変化させるようなものではありませんでした。評価書案では、煙突高さをさらに高く約85mとする計画としたため、予測も85mで行いました。大気汚染への影響はより小さいものとなっております。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>評価書案159～164ページの等与濃度図(二酸化硫黄・二酸化窒素・ダイオキシン類・塩化水素・水銀)による最大濃度出現地点は煙突より北西約800m地点とされているが第二の着地濃度出現地点が煙突より南南東約700mの百草園駅前郵便局(東京都日野市落川 416-6)付近に現れている。環境影響評価書案の説明会では最大着地濃度出現地点だけを示し、あだかちそこを中心拡散するかのような説明を聞かされ、等与濃度図が説明資料に載っていないことが、意図的に載せなかったのではないだろうか。</p>	<p>大気汚染については、百草園駅周辺を含む地域で等与濃度分布図(コンタム図)を用いた面的な予測を行っております。また、百草園駅近傍では落川交流センターで調査・予測・評価を実施しており、その結果を考慮すると、概ね影響の程度が把握可能です。最大着地濃度出現地点を含む予測結果では、いずれも環境基準値等を下回ることになり、現況濃度と概ね同程度になると予測しております。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>プラズマチツク類の高熱処理中の雨風中の微細の粒子が落下する。これが乾燥して舞い上がる。(食物連鎖20年後のデータ)</p>	<p>日野市プラズマチツク類再資源化施設では、プラズマチツク類の選別・破砕及び圧縮・梱包を行い、焼却もしくは溶融等の高熱処理を行うことはありません。また、プラズマチツク類再資源化施設では、プラットホムを建屋内に設置し、建屋内でプラズマチツク類の粉砕等の作業を実施すること、粉じんの拡散・善上げを防ぐ計画です。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>「環境影響評価調査計画書」について意見、提案した「学校や園などの健康診断の比較・検証」が為されています。当該施設の周辺には、小・中学校・高等学校、保育園・幼稚園など多くの教育施設、療養園などの福祉施設が数多くありまた、住民からの健康不安や健康を損ねたなどの声が寄せられています。学校や園での健康診断は資料として蓄積されているはずですが、当該施設周辺と他地域との比較・検証は「環境影響評価」に大変有効だと思います。</p>	<p>国の環境基本法に基づき「環境基準」が定められておりますが、これは人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音などの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたいです。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標です。人の健康を考慮し、このような環境基準が定められておりますが、今回の予測結果では、環境基準が定められている物質については、いずれもその基準を下回っております。措置として、減温塔、ろ過式集じん器(パルチケルタ)、触媒脱硝装置等を設置・稼働させ、その適切な排出力処理を行い、自主規制値を遵守してまいります。また、ごみ収集車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出力規制適合車</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>都民からの主な意見の概要</p>	<p>事業者の見解の概要</p>

1.3 悪臭

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1. 予測に関する意見 私は焼却施設から500m内の住宅団地に住んでいきます。40年前に公害で大気汚染が甚だしかった北区から、きれいな空気があつて移住してきています。焼却施設が臭いがかかると、臭いを感じました。臭いがあつたら焼却施設がすく目の前で、ますます近くなります。</p>	<p>本施設では、入口側シャッターと出口側シャッターの同時開放の防止、エアカーブの設置、ごみピット内を臭玉に保つ措置等を実施し、悪臭の低減に努めてまいります。</p>

1.4 騒音・振動

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1. 予測に関する意見 3. 市のごみ集積場からこの道を通って当該焼却場へ搬入されるか、そのルートと搬入車台数及び搬入時間か示されていません。甲州街道等の幹線道路は最近渋滞が激しくなっており、搬入車両の増加でさらなる渋滞が懸念される。広域の交通渋滞予測及び国立市、府中市での交通騒音・振動予測を行うべきである。</p>	<p>本施設の可燃ごみ収集車両の走行ルートは評価書案本編47ページに示すとおりです。国分寺市及び小金井市から発生する可燃ごみの収集車両は、国分寺市及び府中市内では、幹線道路である都道14号(東八道路)、都道17号(新府中街道)及び国道20号(甲州街道)を走行する予定です。ピーク時における本施設の可燃ごみ収集車両の走行台数は、東八道路で往復約120台(連絡車両等を含め約150台)、新府中街道及び甲州街道で往復約370台(連絡車両等を含め約450台)を想定しております。「平成22年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」による一般交通量調査の結果、東八道路(府中市新町2丁目)(昼間12時間:約2万台)、新府中街道(府中市西原町1丁目)(昼間12時間:約2万5千台)及び甲州街道(府中市西原町5丁目)(昼間12時間:約3万台)の約1~2%と、本施設の負担はわずかとなっております。また、本施設への搬入時間は評価書案本編42ページに示すとおり、8時30分~16時30分を計画しております。当該地域を走行する本施設の可燃ごみ収集車両は、主に交通量がピークとなる通勤時間帯(7~8時台、17~19時台)以外を走行する予定です。本施設の可燃ごみ収集車両の走行について</p>



都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>TP40m (GL-21.5m) と、ピット掘削底版深さ TP42m (GL-19.5m) と差が少なく、被圧地下水の存在から、ピット部の掘削工事時に、チナーブワエルによる被圧地下水の水位低下が十分であるとして、いくらN値50以上と固結しているとはいえ、亀裂等の存在で、ヒューズやボアリング（盤ぐれ）等の現象が発生しないとも限らないので、十分注意する必要がある。</p> <p>ピットは大規模な空間を地中、地下水以下につくることがになり、大きな浮力がピットに働くことになるが、設計時に加味して、設計されたい。</p> <p>ピット供用時に、被圧地下水により、コングリート版に下から被圧と加水の水圧がかかることになることから、これに抗する厚さと強度が求められる。これに十分だと、コングリート版にひび割れが発生し、ごみからの汚水が漏れ出し、地下水透過により、地下水汚染に繋がることになる。こうならないように、十分注意して施工されたい。</p> <p>冊子「あらまし」9～10ページ「水質汚濁」「土壌汚染」「地盤沈下」について環境に及ぼす影響の程度、環境保全の為に措置について意見申し上げます。</p> <p>冊子「あらまし」2ページの「本施設」の断面形状を見ると、「ごみピット」の深さ、深さ地下20m幅、19m四方の掘削とある。この建設工事着工前後、対象事業区域内に設置する観測井戸へ地下水位を継続的に測定するとしていきます。</p> <p>観測井戸と観測井戸は違うのですか。環境アセスメントの日野市による説明会で観測井戸を「本施設」建設上の周辺地域に拡大した設置を願いました。</p> <p>日野市は、環境影響の及ぼさぬ地域として換前の茶地も無いとの返答。</p> <p>観測井戸を多摩川と石田大橋の間、特に日野ハイパスの西、万壽寺二丁目にも設置し、監視して欲しい。</p> <p>地下水は繋がっています。ごみピットの掘削工事、止水性の高い、ソイルセメント連続壁を用いる～地下水湧出を防ぐと地下水は何処に。</p> <p>因みに、観測井戸は日野市内に12カ所在ります。市内台地地域には設置。市内低地にはありません。湧水時の為の観測井戸なのです。水域の保全を。</p>	<p>地下水位の観測井戸は同じものです。</p> <p>地下水は、対象事業実施区域の北西側から南東側に向かって流れていると想定しております。</p> <p>本施設の地下水の流れへの影響は、地盤の透水係数等の調査結果を踏まえた予測の結果、著しい影響はないと予測しております。今後、対象事業実施区域内で地下水位の観測を実施する計画であり、同区域内で地下水位を確認することによって、本施設による影響の有無が確認できます。</p> <p>なお、掘削時のチナーブワエルにより揚水した地下水は、根川に放流する計画です。</p>

1.7 生物・生態系	事業者の見解の概要
<p>都民からの主な意見の概要</p> <p>1. 調査・予測・評価に関する意見</p> <p>生態環境の保全を図るから調査地域の生態・生育環境にほとんど変化は生じないと考えられ、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼすことは考えられないとしている。しかし、生態・生育環境は変化していかないにしろ、動植物の有害物による体内汚染についての調査は行われたのだろうか。また、体内汚染の調査は既存の施設の創設以来継続的にされてきたのか。これは、人間にも言えることだ。この地区に在住する住民の健康調査は行われてきたのか。継続的な調査が必要である。環境影響評価は現在の状況のみを資料であって過去から蓄積されたものに対してでも評価すべきである。</p>	<p>当該地域では、法律が整備される以前の昭和30年代より、ごみ焼却施設が稼働しており、河川敷では、国土交通省によって、動植物の現地調査（河川水辺の国勢調査（平成2年度から実施されている哺乳類等の分類ごとに5年で1巡する定期調査）等）が実施されてきましたが、本ごみ焼却施設に起因した被害の報告はありません。</p> <p>施設の更新及び法律の整備に伴い、環境影響を低減しており、今回の施設の建替えにあたっては、最新の設備を導入することによって、大気中へ放出する大気汚染物質の濃度を既存施設より低減させ、環境負荷の低減に努めてまいります。</p>

1.8 電波障害	事業者の見解の概要
<p>都民からの主な意見の概要</p> <p>1. 予測に関する意見</p> <p>遮蔽障害が示されているが、反射障害が抜けられている。電波障害では遮蔽と反射は一体で予測・評価するものであり、反射障害を予測すべきである。</p>	<p>電波障害の予測の結果、送信局からの電波の強度が十分にあり、電波障害における反射障害は生じないと予測しております（評価書案本編495ページ参照）。</p>

1.9 自然との触れ合い活動の場	事業者の見解の概要
<p>都民からの主な意見の概要</p> <p>1. 調査・予測に関する意見</p> <p>対象事業実施区域周辺に位置する主要な自然との触れ合い活動の場として、公園、ウォーキングコースなど13カ所が挙げられたなか、水再生センターに隣接する北川原公園が対象施設として指定されていない。整備はこれからという重要な都市公園用地に関して、環境影響評価の対象として指定しないのはなぜか。法令違反ではないか。</p>	<p>自然との触れ合い活動の場の調査地点は、評価書案本編534ページに示すウォーキングコースがあることから、ウォーキングコースが導入を機に整備する地点を対象に設定し、自然との触れ合い活動の場の状況は、周辺で農地利用が高い、多摩川河川敷で代表させ、多摩川河川敷の利用状況の調査を実施しております。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、環境影響評価書では、隣接する北川原公園も予測・評価の対象といたします。</p> <p>多摩川沿いの市道については、日野市によって、根川沿いに歩道を整備中であり、安全面の配慮を行っております。（前掲写真4.1-1（46ページ）参照）。</p> <p>工事用車両の走行時においては、交通安全を確保いたします。</p> <p>なお、国道20号線へ接続される橋入路及び北川原公園の整備は日野市が行うもので、都市計画法、都市公園法など関係法令を遵守し適切に整備されるものと認識しております。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>は、必ず今回予定している橋入路を橋切らねばなりません。その点については、考えたいと思っていますのでしよ。うか。</p> <p>日野市は緑豊かな(昔よりの)がかなり減っています(か)水もきれいな地域です。多摩川沿いの植物の調査をしている方も、多くの車輦が通ること、植生に影響が出ると思っています。</p> <p>花の花が美(身)事に映く頃、是非、今一度環境調査をしていただけたら有難いです。</p>	<p>多摩川沿いの市道については、歩行者が安心して遊歩道を安心して歩けるように日野市によって、桜川沿いに歩道を整備中です(前掲写真4.1-1(46ページ)参照)。</p> <p>遊歩道は歩道内に整備され、車両の走行による影響を低減する計画となっております。また、ご収集車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用することにも、不要な空力かしの防し、走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させ、環境影響の低減に努めてまいります。</p>

1.10 廃棄物

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1. 予測・評価に関する意見</p> <p>既存施設の解体撤去及び建設工事に伴う、約2,900tの建設廃棄物が発生とされているが、既存施設の解体撤去で発生する廃棄物と建設工事に伴う廃棄物の取り扱いは一括で扱われるべきではないと考える。それは、30年間焼却場として稼働した施設の解体廃棄物がどのように汚染されているか調査しなければならぬからである。</p>	<p>約2,900tの建設廃棄物には、日野市プラントスチック類再資源化施設の建設予定地付近の既存施設(日野市クリーンセンター事務所及びアトミックヤード等)の解体撤去に伴い発生する廃棄物と本施設及び日野市プラントスチック類再資源化施設の建設工事に伴い発生する廃棄物を見込んでおります。</p> <p>日野市クリーンセンター事務所等の解体撤去工事については、新可燃ごみ処理施設の建設工事とは併同時期の実施が想定され、環境影響が重なるおそれがあったため、本環境影響評価書案における予測・評価を見込んでおります。</p> <p>なお、日野市クリーンセンター可燃ごみ焼却施設の解体撤去工事については、解体時期等の計画は定まっておらず、本環境影響評価書案には含めておりませんが、日野市クリーンセンター可燃ごみ焼却施設の解体工事の際は、適宜、法令に則った調査を実施いたします。</p>

1.11 温室効果ガス

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1. 評価に関する意見</p> <p>温室効果ガスの排出量を COP21 で採択された「パリ協定」を規準にし、もっと低く抑えるべきです。「パリ協定」が温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしておくことを目標にしていることを鑑みると、燃焼によるごみ処理は止める方向性を持つべきです。昨年未に関催された COP21 (国連気候変動</p>	<p>国(環境省)では、廃棄物処理として、以下の方針としています。</p> <p>(1)燃やせるごみを衛生的かつ効果的に処理する。</p> <p>(2)循環型社会の形成</p> <p>(3)地球温暖化防止に貢献する。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>動機相乗約第21回締約会議)で「パリ協定」が採択されました。全体目的「世界の平均気温上昇を2度未満に抑えること」に向け、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしておくことを目標としています。そのために、全ての国が排出削減目標を作り、提出すること義務付けられ、その達成のための国内対策をとっていくことも義務付けられました。</p> <p>環境影響評価書案に示されている数値は「パリ協定」採択以前のものです。「パリ協定」を規準に検討し直すことを求めます。</p>	<p>上記方針を踏まえ、可燃ごみについては、焼却によって衛生的な処理を行うとともに、ごみ焼却によって発生した熱は、発電に利用することによって、温室効果ガスを削減する計画です。</p> <p>また、太陽光発電パネルの工場棟屋上等への設置などにより、さらに温室効果ガスの発生抑制に努めてまいります。</p>

1.12 その他

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1. 事業計画に関する意見</p> <p>1-1. 対象事業の名称及び種類</p> <p>評価書案 20ページ、日野市プラントスチック類再資源化施設の変更は、大きな変更であり、改めて市民参加での検討、計画が必要と考へます。</p> <p>可燃ごみ処理施設稼働と同時に「プラントスチック分別、資源化施設」の建設稼働への計画変更は、焼却量を減らし、プラントスチックの分別回収、資源化を進めるとして市民への結果に当たったものであります。しかし、同時にこうした施設は、過去の例でも「杉並焼1号」と有価物質の危険なごみの配給、対策が不可欠です。これまでも「迷惑施設」を集中して引き受けてきた地元住民にとっては、もう一つそう切実な問題です。「基本設計」の簡単な変更とはいえず、改めて住民を中心にした市民参画で説明、検討、立案をすべきです。</p> <p>「日野市第3次ごみゼロ」策定委員会で見学した昭島市の同様の施設も、市民と共に検討を重ね、計画スタートから3年かけて計画決定したと聞きました。そうした市民との意思疎通、協力の積み重ねこそ、日野市が進めてきたごみ行政の本来的姿だと思います。</p>	<p>日野市プラントスチック類再資源化施設については、東京都環境影響評価条例の対象事業ではありませんが、日野市クリーンセンター内で本施設と併同時期に建設されることとなり、本環境影響評価書案で関連施設として予測・評価に含めているもので、同条例上必要となる変更については、所定の手続きを行っております。</p> <p>プラントスチック類再資源化施設については、日野市が事業主体となり実施してまいります。環境影響についても、東京都環境影響評価条例ではなく、別途、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「生活環境影響調査」の手続きを実施することとなっております。</p>
<p>1-2. 処理対象とする廃棄物の種類・量及び計画ごみ質に関する意見</p> <p>地元の強い要望もあって、プラントスチックの分別資源化を同時期に実行することとし、当初計画の250トン/日を228日に変更しました。稼働日数は358日と「環境影響評価調査計画書」と同じです。それなのに、なぜ計画処理量が1,001トンも増えるのですか。(注)に災害廃棄物云々としていますが、「環境影響評価調査計画書」策定時と状況が変化しただけではありませぬ。</p>	<p>施設規模は「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」(昭和54年2月14日 環整12号)に準じて、補修点検などの日数を考慮した下記算定式で算定しております。</p> <p>年間の稼働日数(300日/年)は補修点検などを考慮した日数であり、「0.96」は故障修理など一時停止により能力低下することを考慮した係数(調整稼働率)です。</p>